

「大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正(行路・交番) に関する業務委員会を開催！」

2月8日、地本は「大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正(行路・交番)」に関する申し入れについて、業務委員会を関西支社と行いました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、笹田副委員長、渡邊組織担当部長、細田車両担当部長、下茂運輸担当部長、西業務部長。会社側は、小泉人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第24号 大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正(行路・交番)に関する申し入れ

1月8日、会社は、次期ダイヤ改正における「行路・交番他」を提示したが、この間東海労は乗務員・乗客の生命と安全を第一に考え、「新幹線車内業務の見直し」における新幹線車掌3名から2名体制や毎時12本ダイヤの導入により、更に効率化による労働強化を強いられているのが現状であると考えます。

次期ダイヤ改正における「行路・交番」を検証した結果、乗務員の労働強化から安全・健康が確保されていない内容となっているため、以下のとおり申し入れました。

組合の申し入れに対する会社回答は以下の通りです。

1. 勤務指定について

①小交番制を廃止し、大交番制にすること。

【会社回答】

そのような考えはない。小交番制は、担当する行路を繰り返し乗務することにより、行路の特徴をきめ細かく習熟することが出来る為、事故防止に繋がると考えている。

②予備担当乗務員について、就業規則第55条に則り前月25日までに翌月分全ての勤務を指定すること。

【会社回答】

勤務指定後の突発事象等に対応するため、一定数は空欄で発表しているが、予備月は、交番月と同様に行路番号を指定し発表している。

③予備担当乗務員の休日指定は、前月10日の休日予定表にて発表すること。

【会社回答】

そのような考えはない。現在、就業規則を上回る措置として交番勤務者に対して休日予定発表を行っているところであるが、予備勤務者に対して同様の措置をとることは勤務作成の都合上難しいものと考えている。尚、令和2年1月の勤務より、予備月についても、前月25日時点で翌月の勤務発表可能な行路・年休については発表しており、生活設計により配慮した形になっている。

- ④交番順序「乗組・予備・乗組・予備・予備・予備」の6ヶ月パターンを「乗組・予備・乗組・予備・乗組・予備」とすること。

【会社回答】

そのような考えはない。定期列車の本数は変わらず、臨時列車が増加しているので全業務量に占める定期行路の業務量の割合は年々減少傾向にあるため、交番ローテーションは現行の通りとする。

- ⑤各乗務員の交番順序（6ヶ月パターン）を2月末までには、明らかにすること。

【会社回答】

そのような考えはない。現在、就業規則を上回る措置として交番勤務者に対して休日予定発表を行っているところである。また、令和2年1月の勤務より予備月についても、前月25日時点で翌月の勤務発表可能な行路・年休については発表しており、生活設計により配慮した形になっている。

- ⑥交番順序表における、「又は休」指定行路について全ての指定を解除すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

- ⑦予備者の勤務指定は、交番作成基準に基づいて勤務指定すること。

【会社回答】

乗務割交番作成規定は、あくまでも行路及び乗務割交番作成上の基準であり、予備勤務者にまで適用されるものではないが、配慮はしている。

2. 準備報告時間について

- ①車掌・運転士行路における準備報告時間の作成基準を明らかにすること。

【会社回答】

準備報告時間については、各項目の詳細を明らかにする考えはないが、業務に必要な時間は確保している

- ②アルコール検査及び検温の実施に伴う時間について、明らかにすること。

【会社回答】

アルコール検知・検温に必要な時間は確保している。

- ③臨行路における案内カードは、会社が責任をもって作成すること。

【会社回答】

現状で対処されたい。

3. 行路について

①食事時間については、十分な時間を確保すること。少なくとも労働外時間として 30 分以上を確保すること。

大阪第一運輸所・・・M・T・B314、B1303 行路

大阪第二運輸所・・・B406、M・T・B413 行路

【会社回答】

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。一部休憩時間が短い箇所があるがその前後いずれかの労働外時間を長くするなどの設定する配慮を行っている。

②運転士の一丁半行路における大井車両基地への入出庫担当を廃止すること。

大阪第一運輸所・・・B304・306・307 行路

大阪第二運輸所・・・B405・406・408・412 行路

【会社回答】

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。行路効率に加え、他所の入出庫の経験は必要な業務であるため、本線行路に入出庫を付ける必要がある。

③運転士の M 行路における日比津車両基地への入出庫担当を廃止すること。

大阪第一運輸所・・・B313・315 行路

大阪第二運輸所・・・B416・418 行路

【会社回答】

同上

④運転士の臨行路一丁半行路及び W 行路における各車両基地への入出庫担当を廃止すること。

【会社回答】

同上

⑤行路の拘束時間については、日勤 10 時間以内、泊 24 時間以内で作成すること。

大阪第一運輸所・・・M・T・B301・302・309・311・315 行路、B1302・1307 行路

大阪第二運輸所・・・M・T・B401・402・406・407・408・417・418 行路、B1401 行路

【会社回答】

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。

⑥東京段落ち時間については、2 時間以内で作成すること。

大阪第一運輸所・・・M・T・B301・302 行路

大阪第二運輸所・・・M・T・B401・402 行路

【会社回答】

同上

⑦大阪第二運輸所 M・T・B403 行路について、1921A 担当及び便乗を他列車担当に差し替えて睡眠時間は 6 時間を確保すること。

【会社回答】

同上

⑧車掌の短巡回行路は、連続3往復の巡回を止めること。

【会社回答】

同上

⑨運転士交番の居流し行路を泊行路と差し替えること。

大阪第一運輸所・・・(3組) B1302・302、(4組) B1308・301 行路

大阪第二運輸所・・・(4組) B401・1401 行路

【会社回答】

同上

⑩大阪第一運輸所、運転士交番 B1303 行路と B1306 行路を差し替えること。

【会社回答】

同上

⑪東京五輪・パラリンピック終了後の巡回廃止に伴う、乗務員運用を明らかにすること。

【会社回答】

巡回は廃止ではない。基本行路と臨行路でターミナル駅発車場面の「のぞみ・ひかり」の半数に巡回を設定する。

⑫東京五輪・パラリンピック終了後の巡回廃止に伴う、運転士短巡回行路の運用について、明らかにすること。

大阪第一運輸所・・・B1301 行路

大阪第二運輸所・・・B1402 行路

【会社回答】

東京五輪・パラリンピック終了後においても短回巡回行路に変更はない。

⑬東京五輪・パラリンピック終了後の巡回廃止に伴う、勤務に制限がある乗務員の運用を明らかにすること。

【会社回答】

引き続き、育児社員用の短区間巡回行路を担当してもらう。

⑭大阪第二運輸所 B403 行路について、新横浜駅泊への線見を実施すること。

【会社回答】

そのような考えはない。必要に応じて注意事項等を周知する。

⑮大阪第二運輸所 B403 行路について、新横浜駅着後から到着点呼まで5分の付加時間を追加すること。

【会社回答】

そのような考えはない。業務に必要な労働時間は措置している。

4. その他について

- ①乗務員の一日労働時間を7時間から6時間45分に変更すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

- ②車内でも車掌携帯端末機を充電できるように充電コードを設置すること。

【会社回答】

車掌携帯端末機については自所及び出先地の概算でバッテリー交換が出来るようにしており寝室での充電も可能としている。現状で対処されたい。

- ③東京駅折り返し時における8号車から10号車の車内点検は、車掌長ではなく駅係員を増やし点検させること。

【会社回答】

現在の作業分担が適切であり、そのような考えはない。

- ④東京五輪・パラリンピック開催中は、乗客・乗務員の安全と生命を守るために新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期すこと。

【会社回答】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として車内放送、自由席改札の省略、他の取り扱いや車内巡回時に手の触れやすい箇所の消毒等の現在実施しているところであるが今後も、情勢やお客様からのご意見等を適切に対応していく。

- ⑤短巡回担当列車を平準化すること。特に東京五輪・パラリンピック開催中は、短巡回担当車掌を増やし乗客・乗務員の安全確保に努めること。

【会社回答】

早朝・夜間では一部巡回の重複が発生することになるが、可能な範囲で調整していく。東京五輪終了までは現在の巡回設定水準を継続していく。

- ⑥定例訓練の待ち時間は2時間以内とし、待ち時間を労働時間として取り扱うこと。

【会社回答】

待ち時間を労働時間として取り扱う考えはない。訓練指定に際し、待ち時間が短くなるように配慮しているが、訓練期間や勤務変更等により場合によっては1時間以上の指定になることがある。

- ⑦規程類等の訂正に掛かる時間は、乗務員の申告による超勤が発生した場合は、これを認めること。

【会社回答】

規程類の訂正作業について必要な時間は措置している。

- ⑧新幹線車内業務の見直し以降、列車長・車掌長への業務量が増大している。乗客・乗務員の安全確保のために車掌乗組みを2名体制から3名体制に戻すこと。

【会社回答】

そのような考えはない。

若干のやり取り

1. 勤務指定について

①小交番制を廃止し、大交番制にすること。

(組合) 小交番制の回答で、メリットは事故防止の為と回答しているが、実際事故防止に繋がっているのか。

(会社) 繋がっていると思う。

(組合) 大交番制の方が、全ての行路を乗務することにより、事故が減ると思うがそう思わないか。

(会社) 小交番制の方が、17日周期で行路の特徴が把握出来て、よりきめ細やかに乗務出来、事故防止に繋がっていると考え。

(組合) 交番周期でも予備月が多く、全ての行路が充当される。大交番制なら、運転免許取得者にも平等に乗務させることが出来ると考える。

③予備担当乗務員の休日指定は、前月 10 日の休日予定表にて発表すること。

(組合) 交番月は出来るのに予備月で勤務作成の都合上難しいという回答だが具体的に何がどの様に難しいのか。

(会社) 臨時列車の関係で難しい。

(組合) 臨時列車とは台検試運転等のように突発で発生する臨時列車のことで、所定でわかっている臨時列車の方が多くと考えているがどちらが多いのか。

(会社) 予めわかっている臨時列車の方が多いです。

(組合) 予めわかっていたら(休日予定発表)出来るのではないか。

(会社) 差替えなどで手間がかかる。

(組合) 休みが分からないのに、年休はどの様に申し込むのか。労働日に申し込んだ年休が休日になったら、年休はどうなるのか。

(会社) 結果的に休日になった日の年休は、労働日でない日に申し込んだことになる。

(組合) 時季変更権を行使したことになるのか。

(会社) 時季変更権のことは言ってない。

(組合) 就労義務がいつの日なのか分からない所に申し込んだ年休はどうなるのか。

(会社) 就労義務がなかったこととする。

(組合) 就労義務がなかったことでいいのだな。確認する。

⑥交番順序表における、「又は休」指定行路について全ての指定を解除すること。

(組合) 交番順序表に「又は休」を行路に指定している理由は何か。

(会社) 休日勤務を指定する為である。

(組合) 休日勤務を指定する為に「又は休」を指定していることでいいのか。

(会社) 休日勤務でなく年間休日の休日数を調整したりする為に、会社が乗務か休みの判断をするために指定している。

(組合) 「又は休」は、年間休日120日の休みを調整するために指定しているのに、休みを指定しないのは何故か。

(会社) 交番表に「又は休」を指定しているが、交番月に必ずしも休みを入れる訳ではない。

(組合) 今年度、交番月に一度も休みを指定せず予備月で休みを調整している。休日出勤を指定する時は、計画的に入れていく。会社の都合で予備月に入れるのではなく、「又は休」の行路に休みを入れるべきである。

3. 行路について

①食事時間については、十分な時間を確保すること。少なくとも労働外時間として30分以上を確保すること。

(組合) 会社回答では、食事は前後の長い休憩時間で取れとのことだが、WトンボB314行路2日目の労外は30分もないが、遅れたりした場合何処で食事を取るのか。

(会社) 多少、遅れることもあるが、行路は遅れ前提で組んではない。確かに休憩時間の短いところがあるが事前にパンを買うとか準備して頂きたい。その為に自販機を準備しているので使って頂きたい。

(組合) 初めて乗る行路などは、行路の特徴が分かっていない。

(会社) ポケット行路などを活用して頂きたい。

②運転士の一丁半行路における大井車両基地への入出庫担当を廃止すること。

(組合) 一丁半やWトンボ行路での車両所への入出庫は、短回行路でまかなうことは出来ないのか。

(会社) やらうと思えば出来るが、やるつもりはない。

(組合) 会社回答では、他所の入出庫の経験が必要とのことであるが、普通の行路で出来る。

(会社) そうかもしれない。

⑥東京段落ち時間については、2時間以内で作成すること。

(組合) 401、402行路、2日間の東京段落ち時間が10時間もある。身体的にも耐えられない。

(会社) ご意見として承る。他との兼ね合いでこういう形で作らせてもらっている。

(組合) 臨列車等を充当し、段落ち時間を短くする必要がある。

(会社) 確かにその考えはあるかもしれないが、要員が増えたりして運用の関係上、全体を見て作っている。

⑩大阪第一運輸所、運転士交番B1303行路とB1306行路を差し替えること。

(組合) 遠距離通勤者の乗務員のことを考えると、出勤時間が1時間遅くなるのは大きい、また、労働時間も30分しか変わらないのでB1303行路とB1306行路を差し替えること。

(会社) 労働時間等のバランスを考え、出勤時間9時54分を持って差し替えるとはならない。

(組合) 行路について何ら変更しないんだな。

(会社) 変更しません。

以上